

府 番 第 2 8 5 号
総 行 住 第 1 0 2 号
平成 2 7 年 8 月 2 8 日

内閣府大臣官房番号制度担当室参事官
総務省自治行政局住民制度課長
(公印省略)

通知カード等の本人確認書類としての取扱いについて

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）の施行に伴い、平成 27 年 10 月 5 日より通知カードによる個人番号の通知が開始されます。

今般、内閣府及び総務省に対し、法第 16 条の規定に基づく本人確認以外の本人確認の手続（以下「一般的な本人確認の手続」という。）における通知カード等の本人確認書類としての取扱いについて、質問が寄せられているところですが、下記のとおり考え方を整理しましたので、通知いたします。

記

1 通知カードに関する基本的考え方

通知カードは、個人番号とともに基本 4 情報（氏名、住所、生年月日及び性別をいう。以下同じ。）が記載されておりますが、本来、個人番号の本人への通知及び個人番号の確認のためのみに発行されるものであること、また、法に基づく個人番号の収集制限があることに鑑みれば、一般的な本人確認の手続において、通知カードを本人確認書類として取り扱うことは適当でないと考えられます。

なお、個人番号カードは、基本 4 情報が記載された顔写真付きの公的な身分証明書として、一般的な本人確認の手続においても、本人確認書類として取り扱うことが可能です。

2 表面に個人番号が記載されている書類の取扱い

表面に個人番号が記載されている住民票の写し等の書類については、法に基づく個人番号の収集制限があることに鑑み、一般的な本人確認の手続において、本人確認書類として取り扱うことは適当でないと考えられます（なお、表面に個人番号が記載されている住民票の写し等の書類の個人番号部分を復元できない程度にマスキングすれば、本人確認書類として取り扱うことは可能です。）。



総務省
Ministry of Internal Affairs
and Communications

参考資料

総務省自治行政局住民制度課

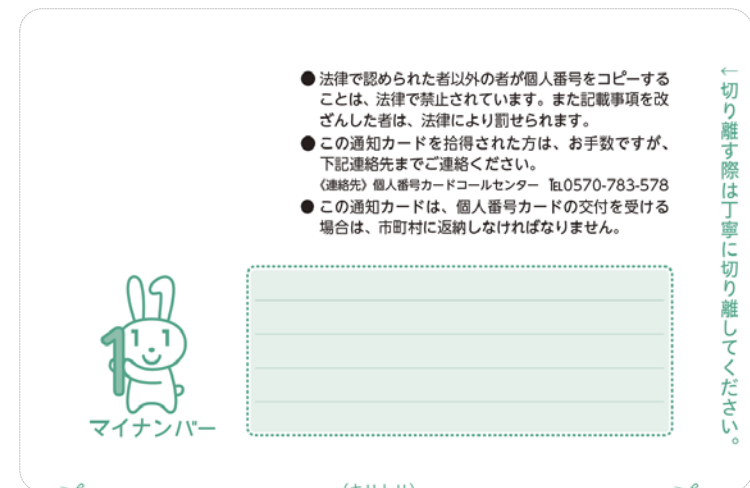
個人番号カード、通知カードについて

	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
1 様式	 ○住民票コードの券面記載なし ○顔写真は選択制	 表面(案) 裏面(案) ○個人番号を券面に記載(裏面) ○顔写真を券面に記載	 (案) ○個人番号を券面に記載 ○顔写真なし
2 作成・交付	○即日交付又は窓口で2回来庁 ○人口3万人未満は委託可能 ○手数料:1000円が主 (電子証明書を搭載した場合) ○交付事務は自治事務	○通知カードとあわせて個人番号カードの交付申請書を送付し、申請は郵送で受け付けるため、市町村窓口へは1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定 ○全市町村が共同で委任 ○手数料:無料(電子証明書含む) ○交付事務は法定受託事務	○全国民に簡易書留にて送付するため、来庁の必要なし。 ○全市町村が共同で委任 ○手数料:なし ○交付事務は法定受託事務
3 有効期間	○発行日から10年 ※電子証明書(署名用)は3年	○発行日から申請者の10回目の誕生日まで(ただし、20歳未満の者は容姿の変化が大きいため、申請者の5回目の誕生日まで) ※電子証明書(署名用・利用者証明用)は発行日から5回目の誕生日まで	○なし
4 利便性	○身分証明書としての利用が中心	○身分証明書としての利用 ○個人番号を確認する場面での利用(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等) ○市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用 ○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用	○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能(番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)

通知カードの様式について(案)



【おもて面(案)】



【うら面(案)】

個人番号カードの様式、申請・交付(案)

様式

表面(案)



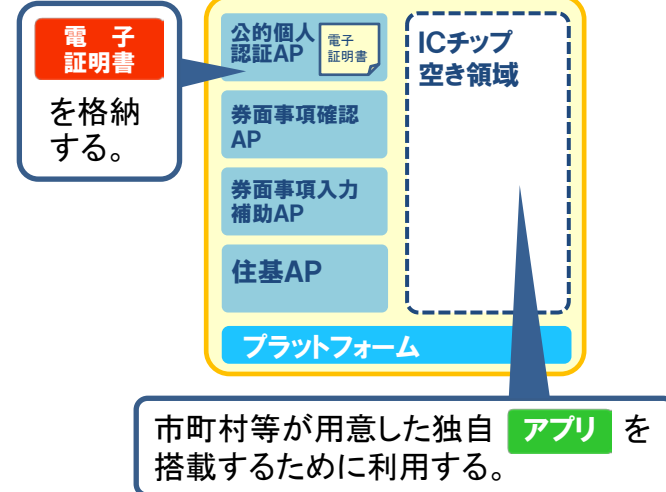
- 個人番号を記載しない
→ コピーできる者に制限はない
(本人同意等によりできる)

裏面(案)



- 個人番号を記載する
→ コピーできる者は、行政機関や
雇用主など、法令に規定された者に
限定される

ICチップ内のAP構成



申請・交付

H27年10月

マイナンバーの付番

H27年10月～12月

マイナンバーの通知とともに、
「個人番号カード交付申請書」を
全国民に郵送。

- ◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は
捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。
- ◇ スマートフォン等で写真を撮り、オンラインで申請
いただくことも可能とする。

H28年1月～

各市町村から、交付準備が
できた旨の通知書を送付。
市町村窓口へ来庁いただき、
本人確認の上、交付。

- ◇ 交付手数料については無料。
- ◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。
- ◇ 申請時に来庁する方式や、企業において交付申請を
とりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。



個人番号カードの3つの利用箇所について

個人番号カードの表面（案）

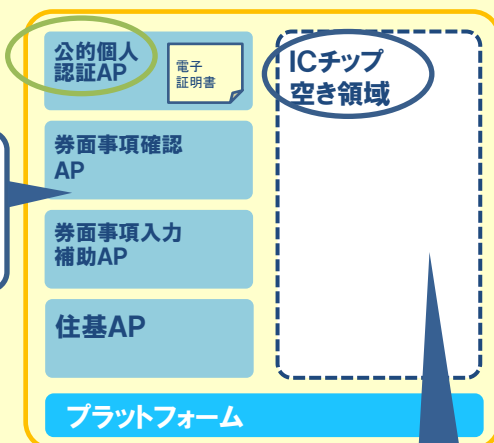


個人番号カードの裏面（案）



個人番号カードのICチップ内の構成

ICチップ内のAP構成



市町村等が用意した独自
搭載するために利用する。

アプリ

(1) 個人番号

社会保障、税又は災害対策分野における法定事務(番号法別表第一に定める事務)において利用。

また、地方公共団体においては、この他類する事務で条例で定める事務に利用可能。

(2) ICチップの空き領域

市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能。

- ・印鑑登録証
- ・証明書自動交付機
- ・公共施設予約
- ・コンビニ交付
- ・図書館利用
- ・地域の買い物ポイント 等

(3) 電子証明書

(署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

行政機関等(e-TAX、マイポータル(予定))の他、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に。

イメージ: 金融機関におけるインターネットバンキング、インターネットショッピング、コンビニ交付 等

個人番号カードのメリット

個人番号を証明する書類として



○個人番号を証明する書類として
個人番号カードを提示

番号法施行後は、就職、転職、出産育児、病
気、年金受給、災害等、多くの場面で
個人番号の提示が必要となる。

○所得把握の精度向上
○公平・公正な社会を実現

券面

を利用

各種行政手続のオンライン申請



○電子申請(e-Tax等)の利用
○行政からプッシュ型の情報(お知らせ)を取得

マイナポータルへのログインを
はじめ、各種の行政手続の
オンライン申請に利用できる。

○行政の効率化
○手続き漏れによる損失の回避

電子
証明書

を利用

本人確認の際の公的な身分証明書として



◇個人番号の提示と本人確認が同時に必要な
場面では、これ1枚で十分。唯一のカード。
◇金融機関における口座開設、パスポートの新
規発給、フィットネスクラブの入会など、様々な
場面で活用が可能。

なりすまし被害の防止

券面

または

電子
証明書

を利用

各種民間のオンライン取引／口座開設



○インターネットにおける不正アクセスが多発
→公的個人認証サービスの民間開放
○インターネットへの安全なアクセス手段の提供

オンラインバンキングをはじめ、各
種の民間のオンライン取引に利用
できるようになる。

オンラインバンキング等を
安全かつ迅速に利用

電子
証明書

を利用

付加サービスを搭載した多目的カード

- 市町村等～印鑑登録証、図書館カード等として利用可能
- 国～健康保険証、国家公務員身分証の機能搭載を検討中



将来的には様々なカードが
個人番号カードに一元化

券面

または

アプリ

または

電子
証明書

を利用

コンビニなどで各種証明書を取得



○コンビニ等において住民票、
印鑑登録証明書などの公的な
証明を取得できる。

現在、100市町村が導入し約2,000万人が利用で
きる。平成28年度中に、導入市町村は約300に
増加し約6,000万人が利用できることとなる予定。

○住民の利便性向上
○市町村窓口の効率化

アプリ

または

電子
証明書

を利用